|  |  |
| --- | --- |
|  ※事件番号 　　熊労委　　　　年（不）第　　　号 |  　※受付年月日年　　月　　日 |

 年 月 日

熊本県労働委員会会長　様

申立人（名　称）

代表者役職氏名

不当労働行為救済申立書

　労働組合法第７条（第 号）違反について下記のとおり申し立てます。

１　申 立 人

　　　(略)

２　被申立人（使用者）

　　（略）

３　不当労働行為を構成する該当号目

　　 （該当に○印をつける）

|  |  |
| --- | --- |
| １　号 |  １　労働組合の組合員であることを理由とした　　　　（　）解雇　（　）その他不利益取扱い |
|  ２　労働組合に加入したこと　　　〃 　　　　（　）解雇　（　）その他不利益取扱い |
|  ３　労働組合を結成しようとしたこと　〃 　　　　（　）解雇　（　）その他不利益取扱い |
|  ４　労働組合の正当な行為をしたこと　〃 　　　　（　）解雇　（　）その他不利益取扱い |
|  ５　労働組合に加入しないことを雇用条件とすること |
|  ６　労働組合から脱退すること　　　　〃 |
| ２　号 |  ７　雇用する労働者の代表者との団体交渉を理由なく拒むこと |
| ３　号 |  ８　労働組合の結成に対する支配介入 |
|  ９　労働組合の運営に対する支配介入 |
|  10　労働組合の運営のための経費についての経理上の援助 |
| ４　号 |  11　労働委員会に不当労働行為の申立てをしたことを理由とした　（　）解雇　（　）その他不利益取扱い |
|  12　調査･審問･調整にあたり証拠を提示し発言したこと 〃 　　（　）解雇　（　）その他不利益取扱い |

４　不当労働行為を構成する具体的事実

|  |
| --- |
| １号該当：労働組合の組合員であること、労働組合に加入し、又はこれを結成しようとしたこと、若しくは労働組合の正当な行為をしたことで、使用者のどのような行為によって、いつ、どのような不利益を被ったのか、「３」の該当号目に即して具体的に記載してください。（記載例）組合は、○○を要求して団体交渉を行ったが、会社回答に不満なため、○○年○月○日にストライキを行った。その後、会社は、○月○日付けで組合の執行委員長○○を、遅刻が多く勤務態度が不良だとして解雇したが、同様の理由で解雇された例はこれまでなく、真の理由はストライキを主導した執行委員長を会社から排除するためである。２号該当：団体交渉を申し入れた年月日、交渉事項、被申立人が団体交渉を拒否した年月日及び応じないとする理由、あるいは不誠実だと考える交渉における使用者の対応を具体的に記載してください。また、団体交渉申入れに至る経過等についても適宜記載してください。（記載例①）会社は従業員の賃金体系を従来の○○から○○に変更すると一方的に社内で掲示した。そこで組合は、賃金体系の変更について、○○年○月○日付けで団体交渉を申し入れたところ、会社は、○○年○月○日、その件は経営判断に属する事項であり交渉事項に当たらない、として拒否した。（記載例②）組合が、賃金体系の変更について団体交渉を申し入れたところ、会社は、交渉には応じたものの、経営状況が悪いからと言うのみで、組合が要求する具体的な資料を提示して説明することなく、不誠実な対応に終始している。３号該当：いつ、どこで、誰が、誰に、どうしたのか、組合の結成や運営に使用者が支配介入したとする事実を具体的に記載してください。（記載例）会社の○○部長は、○○年○月○日、会議室において、会議のメンバーであった組合員○○を居残し、組合の役員選挙を話題にして、「立候補した△△は考え方が偏っているから、組合にとっても良いことはない。□□の方が適任」などと述べた。４号該当：解雇など不利益な取扱いがあった事実（年月日、内容等）及び不当労働行為の申立てをしたことやその審査のときの発言、証拠の提出などに起因するという事実を具体的に記載してください。（記載例）組合は、○○年○月○日、不当労働行為の救済申立を行った。その後、会社は、○月○日付けで組合の執行委員長○○を、遅刻が多く勤務態度が不良だとして解雇したが、同様の理由で解雇された例はこれまでなく、真の理由は不当労働行為の救済申立を行った労働組合並びにその代表者である執行委員長に対する報復的不利益取扱いである。 |

（関連する事実が長文にわたる場合は、別紙として添付）

５　請求する救済の内容

|  |
| --- |
| （記載例）１号該当：組合員○○に対する○○年○月○日付けの解雇を撤回し、原職に復帰させ、解雇の翌日から復帰するまでの間に受けるはずであった賃金相当額を支払うこと。２号該当①：申立人組合が○○年○月○日付けで申し入れた「○○」に関する団体交渉を、○○を理由に拒否してはならない。　　　　②：会社は、賃金体系の変更に関する団体交渉において、組合が要求した会社の財政状況が分かる具体的な資料を提示して説明するなど、誠実に対応すること。３号該当：申立人組合の役員選挙に関して、管理職らを使って特定候補者への支持を促すなど、組合運営に介入する言動を行わせないこと。４号該当：組合員○○に対する○○年○月○日付けの解雇を撤回し、原職に復帰させ、解雇の翌日から復帰するまでの間に受けるはずであった賃金相当額を支払うこと。 |
|
|
|
|
|
|

（内容が長文にわたる場合は、別紙として添付も可）